

各母体保護法指定医師
研修機関の長
連携施設の長
施設の長 様

千葉県医師会長
(公印省略)

母体保護法指定医師研修機関・連携施設の指定更新並びに連携施設の登録について

本会母体保護法指定医師指定規程第11条に基づく指定期間が本年10月31日をもって満了となります。

つきましては、全指定施設の研修機関指定更新を実施いたしますので、更新希望施設は、同封の母体保護法指定医師研修機関指定更新申請書(様式10)に必要事項を記入、捺印いただき(※申請者名は施設長として下さい)、**令和6年9月6日(金)までに千葉県医師会**へ、ご提出下さいますようお願いいたします。

なお、平成30年度より始まりました「研修連携施設」につきましても、全施設の指定更新を実施いたしますので、希望される施設がございましたら、併せて(様式12)のご提出をお願いいたします。

また、新たに連携を希望される施設(新規登録)がございましたら、連携施設登録申請書(様式11)のご提出もお願いいたします。

(連携更新、連携登録はどちらも研修機関でお取りまとめいただきご提出をお願いいたします。)

記

千葉県医師会母体保護法指定医師指定規定(抜粋)

(研修機関及び連携施設)

第11条 指定医師の指定を受けるために必要な技術を修得させる指定医師研修機関は、下記の各条件を充たす医療施設とする。

(1) 医育機関の付属施設、又は年間の開腹手術50例以上(腹腔鏡手術を含める)、かつ分娩数120例以上を取り扱う施設で、2名以上の母体保護法指定医師の資格者を有し、かつ緊急手術に対応できる機関とする。

(2) 母体保護法指定医師で、研修医を教育することができる人格及び技能を備えた主任指導医が存在すること。主任指導医は原則として、産婦人科専門医の資格を有するものであること。

(3) 医療機関が単独では指定医師研修機関の要件を満たさない場合でも、医育機関及び要件をみたく指定医師研修機関と連携することにより実地指導を行うことができる医療機関を指定医師研修連携施設として都道府県医師会に登録することができる。

(4) 研修機関の指定を求める場合は申請書(様式9)を提出し、認可を受けるものとする。指定研修機関の指定期間は始期を11月1日(以下「更新日」という)とし終期を翌々年の10月31日までの2年間とする。

(5) 指定医師研修連携施設の登録を求める場合は申請書(様式11)を提出し、認可を受けるものとする。指定医師研修連携施設の登録期間は始期を11月1日(以下「更新日」という)とし終期を翌々年の10月31日までの2年間とする。

(6) 研修機関の更新は申請書(様式10)をもって申請し、審査するものとする。

(7) 連携機関の更新は申請書(様式12)をもって申請し、審査するものとする。

【提出先】〒260-0026 千葉市中央区千葉港4-1
公益社団法人 千葉県医師会
TEL 043-239-5473
担当：地域医療課 今村・新藤